

市役所窓口の手続きが便利に

市電子申請システムの「手続き判定ナビ」から転出や転居、おくやみなどに必要な手続きの一部で、オンラインで完結できる「行かない手続き」と来庁前に申請書がオンラインで作成できる「書かない手続き」を2月5日に開始します。

問 区政推進課 (☎228-7579 FAX228-0371)

こんなお悩みありませんか



行かない・書かない手続きでもっと便利に

対象の手続き

- ▶ 行かない手続き
 - ▷ 介護保険の届け出
 - ▷ 水道の開栓・休栓届け出など
- ▶ 書かない手続き
 - ▷ 世帯主変更 (おくやみ)
 - ▷ 国民健康保険加入の届け出 (転入) など

手続きの流れ

- 市電子申請システムの手続き判定ナビから、質問に答えると必要な手続きが表示される。



- 表示された手続きを申請。
※市電子申請システムの利用者登録が必要
※「行かない手続き」は②で完了

- 「書かない手続き」は窓口で、事前申請していることを申し出て手続き。

複数の手続き申請の場合、氏名や住所など共通する項目の入力は一度だけ。



使い方など詳しくはこちら→



生活相談コンシェルジュ

生活費・仕事・子育て・就学・進学などの困りごとに応じて、適切な支援へとつなぐ相談窓口があります。どこに相談したらいいか分からない方は相談してください。

開設 月～金曜日 (祝休日を除く)
時間 9～17時30分
(12～12時45分を除く)



堺区	堺保健福祉総合センター内	☎248-7020 FAX228-7870
中区	中保健福祉総合センター内	☎248-8148 FAX270-8103
東区	東保健福祉総合センター内	☎287-8619 FAX287-8117
西区	西保健福祉総合センター内	☎275-1906 FAX343-5050
南区	南保健福祉総合センター内	☎290-1823 FAX290-1818
北区	北保健福祉総合センター内	☎258-6724 FAX258-6678
美原区	美原保健福祉総合センター内	☎341-3302 FAX362-0767

健康さかい21 健康フェア

「健康食品・サプリメントを正しく知って健康に！」をテーマに講演やブース出展をします。食の安全を学びませんか。

問 健康医療政策課 (☎248-6004 FAX228-7943)

日時 3月2日 (日) 10～13時
場所 堺市産業振興センター (中百舌鳥駅前)

詳しくはこちら→



講演

テーマ 健康食品・サプリメントの安全性について～本当の食の安全を考える～
講師 日本食品衛生協会 学術顧問・畝山智香子さん【写真】



健康相談や乳がんチェック、バルーンアート体験、農産物販売、救急車展示もあります。



堺の歴史発見記

12 堺市章

「堺市のマーク」である堺市章【右下写真】は明治28(1895)年に制定されました。「市」の字を3つ組み合わせた形で、堺がかつて摂津国(現大阪府北部・兵庫県南東部)、河内国(現大阪府東部)、和泉国(現大阪府南西部)の三国の境であったことが由来です。「堺市制施行五十年誌」という本には、これに加えて「畿内の要衝に位置する本市市運の発展を表象するもの」と記されています。ただし、堺は本来、摂津と和泉の二国の境界に栄えたまちであり、堺市章が制定された当時の堺市も摂津と和泉の二

国の境があった場所でした。三国の境は方違神社のやや東方あたり(現在の三国ヶ丘～東雲付近、市章制定時の向井・五箇荘・金岡村付近)だと考えられます。

現在堺市博物館で開催中の企画展「堺のくらし大百科」(3月2日まで)では、旧市役所本庁舎に掲げられていた市章を展示しています。

